



気候YOUTH会議
遊んで学ぶ！
自然体験ラリー

スタンプリリーや工作を通して、自然の魅力や大切さを大人も子どもも楽しく学べるイベントを開催します。詳細は市Web(下記参照)をご覧ください。



小学生以上の方(小学生は保護者同伴)
11月8日(日)
午前10時～正午
場中央図書館レクチャールーム、城山公園

10月30日(金)午後5時
先問緑と環境課環境政策係

11月から始まります 粗大ごみ処理手数料 オンライン決済

従来の電話・インターネット予約による粗大ごみ処理券を貼り付けて出す方法に加え、インターネット予約時に、クレジットカード等による支払いが11月1日(日)から可能になります。詳細は市Webをご覧ください。

オンライン決済時の粗大ごみの出し方

紙等に予約時に発行された受付番号・収集日等を記入し、粗大ごみに貼り付けて出してください。貼り忘れ等があると収集できませんのでご注意ください。

生活環境課ごみ・リサイクル係



悪天候時のごみ回収

台風や強風等の荒天候により、資源回収ステーションに設置したカゴが飛散する恐れがある時は、回収を中止する場合があります。その際は、次の回収日まで自宅で保管してください。

また、回収実施の場合でも、飛散等の可能性があるため、出来る限り当日の朝に出してください。回収に変更がある場合は、市Web等でお知らせします。

生活環境課ごみ・リサイクル係

10月は 食品ロス削減月間

燃えるごみの中には、食べ残しや手つかずのものも多く含まれています。食材を買い過ぎない・食べ切れる量を調理する・冷蔵庫の中を整理する等、食品・食材をなるべく廃棄しないようにしましょう。

また、未開封の食品・食材は「フードドライブ」を利用しましょう。

フードドライブとは

家庭や事業所で余っている食品・食材を持ち寄り、福祉団体や施設等へ寄付するボランティア活動です。生活環境課、環境団体、社会福祉協議会等の福祉団体、スーパー等で実施しています。

生活環境課ごみ・リサイクル係

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、生活環境の保全や公衆衛生の向上に必要な施設ですが、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できません。次の3点を確実に実施しましょう。

○都の登録業者による保守点検

○市の許可業者による清掃
○知事指定機関による法定検査

※下水道接続等により浄化槽を廃止した場合は、30日以内に届け出てください。

多摩環境事務所廃棄物対策

ごみの量(8月)

家庭ごみ 前年同月比で約 5.9 %の増量

区分	市内収集量(t)	1人1日当たり(g)
燃えるごみ	993(+63)	337(+19)
燃えないごみ	68(+3)	23(+1)
合計	1,061(+66)	360(+20)
プラスチックごみ	74(△3)	25(△1)

※()内は前年同月比です。

高齢福祉

介護者の集い

主に認知症の方を介護する家族同士が集まり、介護の悩みや思いをお話ししています。気軽に参加ください。

高年齢者を介護している家族
10月21日(水)
午後1時30分～3時
申電話(10月1日(木)～)
場先問地域包括支援センター
こうようだい ☎370・0040

参加者募集 グラウンドゴルフ 講習会

専用のクラブとボールを使い、18ホールを回ります。初心者でもすぐに楽しめますのでぜひご参加ください。用具は当日貸し出します。

市内在住でおおむね60歳以上の方
11月12日(木)
※予備日11月19日(木)
午前9時30分～午後1時
場稲城中央公園総合グラウンド



▲クラブの持ち方から教えます

定30人(申込先着順)
申電話、窓口、市Web内申込フォーム(10月1日(木)～)
先問稲城市みどりクラブ連合会事務局(高齢福祉課高齢福祉係)

税金

東京都主税局 10月是不正軽油 防止強化月間

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であると共に、「環境汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

不正軽油110番 ☎0120・231・793、東京都主税局調査査察課 ☎03・5388・2957

ご協力ください 赤い羽根 共同募金運動

10月1日(木)～11月30日(月)は赤い羽根共同募金期間です。ご協力いただいた募金は、市内の福祉施設や団体等に配分され、地域福祉活動に役立てられています。

期間中、自治会等の役員が、各家庭を訪問することがあります。ご理解とご協力をお願いします。

目標設定の重要性やそれを前向きに達成するための学びや努力について、講師のキャリアの中からお話しします。
11月7日(土)
午後3時～5時
場イオンモール多摩平の森イオンホール(日野市多摩平2の4の1)
内○第一部 中学生税の作文優秀作品紹介
○第二部 記念講演会
講 菊間 千乃氏(弁護士、元フジテレビアナウンサー)
▽後援 稲城市、日野市、多摩市、日野税務署、南多摩納税貯蓄組合連合会、(公社)日野法人会
問 日野優良法人会 ☎042・593・9900

国民年金 保険料の育児免除制度 が始まります



申請すると子どもが1歳になる誕生日の前月までの国民年金保険料が免除されます。育児免除期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。詳細は「日本年金機構」Web(右記参照)をご覧ください。



1歳になるまでの子どもを養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母
※子どもの養育要件を満たす必要有り
▷免除される期間
○実母＝産前産後免除期間を有する場合は、それに引き続く9カ月間(合わせて最大13カ月間)
○実父または養父＝子どもを養育することとなった日の属する月から1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間
持本人確認書類、年金番号が分かる書類等
申窓口、電子申請(マイナポータル)
※電子申請の詳細は「日本年金機構」Web(右記参照)をご覧ください。
先問保険年金課年金係、府中年金事務所
☎042-361-1011



10月から制度が変わります 障害のある方に関する手当

障害福祉課障害福祉係

心身障害者福祉手当

制度の見直しにより、心身障害者福祉手当の身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の区分は、令和8年9月分をもって廃止となります。

ただし、現在受給中で廃止区分に該当する方は、要件を満たす限り令和10年3月分まで経過措置として支給が継続されます。制度の改正内容の詳細は市Web(右記参照)をご覧ください。



特殊疾病患者見舞金

制度の見直しにより、「特殊疾病患者見舞金」が10月から「難病患者福祉手当」に変わります。

ただし、現在受給している方は、これまでの要件を満たす限り令和10年3月分まで経過措置として支給が継続されます。詳細は市Web(右記参照)をご覧ください。



主な変更点

- 難病の医療受給者証等の更新時に申請が必要
- 次の方は支給対象外
- ①市内に実際に住んでいない
- ②所得が一定以上
- ③医療受給者証等の更新申請時点で65歳以上
- ④一部施設に入所している